

# 破天荒

教宣部

5032号

2017年

11月 7日

化学一般京滋地本  
全竹中労働組合

査定

くれるな?」の確認が必要だと思います。  
これから組合内部で一時金の闘い方を議論していく場合支給時期のずれ込みも辞さずです。

組合員以外の係長以下社員は、各社別月数に±〇・二カ月の範囲で査定していると、過去に会社は発言していました。しかし実態としてマイナスやゼロ査定はほとんどの場合で証拠を握っています。

二〇一三年に施行された改正労働契約法で、期間従業員ら非正社員が同じ会社で通算五年を超えて働く場合、本人が希望すれば無期に転換できる「五年ルール」が二〇一八年四月から本格的に始まる。〇八年のリーマン・ショック後、大量の雇い止めが社会問題化したことから、長く働く労働者を無期限雇用にするよう会社に促す目的だった。申し込みがあれば会社は拒めない。

## 五年ルール

先日は冬季一時金の回答指定日でした。組合への回答月数は二・五七カ月でした。従来の計算方式から逸脱した回答になつた理由はと尋ねると何もなく、今回はこの月数でと言われただけで回答書を作成したとのこと。

### なめきつた対応

ここ二十数年間、係長以下の正社員に対して、冬の一時金対象期間（五月一日～十月末日）までの経常利益を契約社員も含めた従業員数で割り算をして「一人当たりの月間経常利益」を算出し、基準月数±係数で会社は一発回答を行つてきました。

この対象期間にはオプトで最後の組合員も存在して

いたので、組合への回答はオプト・システム・電子全体で「一人当たりの月間経常利益」を算出し、経営状況・世間動向・景気動向などを踏まえ慎重に検討し月数を回答したそうです。

組合は実態を把握しているが、二十数年の慣例で行くと表の「三社計」が組合への回答月数二・六六カ月となるはずでした。また各社係長以下非組合員への基準月数は各社の月数となるはずでした。

対象期間の経営状況を見るなら三社で見ても昨年冬比改善しており、昨年冬の二・六三カ月を上回つて当然です。

世間動向を見るなら、ベアは少しでもある上でやや景気動向でいくならバブル・いざなぎ景気を超えた

	三社計	電子	オプト
二・四五	二・六六	二・七五	二・四八



がなかつた時代、組合ができるまで第二組合ができて混乱した時期、管理職の基本給は正まで会社が決断した時期など、それまで会社の専権事項だと言うには無理があると思います。

会社（会長）の気持ちの赴くまま月数を決定されても従業員はついてこない、変わつたのなら「ここがこう

だから変えた。ついてきて利用している。

大手百貨店・スーパーが新たに無期雇用への転換制度をつくるなど、準備が進む。しかし企業の要望を受け「抜け道」も用意された。契約終了後から再雇用までの「空白期間」が六ヶ月以上あると、それ以前の契約期間はリセットされ通算されない。これを自動車各社が